

箱根町再生可能エネルギー設備導入費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、2050 年カーボンニュートラルの実現に向け、町民によるエネルギーの効率的な利用を促進するとともに、本町における一層の温室効果ガスの削減を図るため、自ら居住する町内の住宅に、新たに再生可能エネルギー設備を導入する者に対して、予算の範囲内で箱根町再生可能エネルギー設備導入費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、箱根町補助金等交付規則（平成 16 年箱根町規則第 8 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「設備」とは、住宅用太陽光発電システム、定置用リチウムイオン蓄電池、家庭用燃料電池システム、ビークル・トゥ・ホーム充放電設備（以下「V2H 充放電設備」という。）及びホーム・エネルギー・マネジメント・システム（以下「HEMS」という。）をいう。

(補助の対象)

第 3 条 補助対象となる事業は、町内の自ら居住するための住宅（店舗、事務所等との併用住宅及び共同住宅を含む。以下同じ。）に新たに設備を設置する事業で、次に掲げる要件に適合するものとする。

- (1) 別表第 1 に掲げる要件を満たすこと。
- (2) 設置する設備が未使用品であること。
- (3) 住宅に設備を設置する場合は、家庭用として使用すること。
- (4) 共同住宅に設置する場合は、居室部分で使用することとし、共用部分では使用しないこと。
- (5) 設備を設置する住宅に補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）以外の所有者が存在する場合又は住宅の所有者が異なる場合は、書面により全ての所有者に設置の同意を受けていること。
- (6) 過去にこの要綱に基づく補助を受けた設備を設置する事業でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、建売住宅供給者等によって設備が設置された建売住宅を取得した場合は、補助の対象とする。

3 申請者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 町内に住所を有する個人（町内における住宅の購入、建築、建て替え等のため、町外に居住している者も含む。）であり、設備を継続的に使用する意思があること。

(2) 町税等の滞納がないこと。

(3) 箱根町暴力団排除条例（平成 23 年箱根町条例第 12 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等でないこと。

（補助金の使途）

第 4 条 補助金の使途は、別表第 1 に掲げる設備及び設備の設置工事費とする。

（補助金の額）

第 5 条 補助金の額は、別表第 2 に掲げるとおりとする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第 6 条 規則第 7 条第 1 項の規定による交付申請は、箱根町再生可能エネルギー設備導入費補助金交付申請書（第 1 号様式）によるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 事業計画書（第 2 号様式）

(2) 補助対象設備の仕様書

(3) 補助事業に係る契約書の写し若しくは見積書の写し又はこれらに代わるもの

(4) 設備が設置される住宅が新築の場合にあつては、建築工事請負契約書等の写し（住宅の所在地及び所有者が確認できるものに限る。）

(5) 設備の設置予定場所の現況を示すカラー写真（設備が設置される住宅が新築の場合にあつては、申請の日現在の状態を撮影した写真）

(6) 申請者以外に設備を設置する住宅の所有者が存在する場合又は

住宅の所有者が異なる場合にあっては、当該所有者全員の同意書
(第3号様式)

(7) V2H充放電設備にあっては、申請者が所有者であることを示す
当該車両の車検証の写し及び設置場所と一致する車庫証明書の写し

(8) その他町長が必要と認める書類

3 第1項の申請は、設備の設置工事を着手する前又は設備が設置された
建売住宅を取得する前までに行うものとする。

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、規則第8条第1項の規定により交付又は不交付の決定
をしたときは、規則第10条の規定により、箱根町再生可能エネルギー
設備導入費補助金交付決定通知書(第4号様式)又は箱根町再生
可能エネルギー設備導入費補助金不交付決定通知書(第5号様式)に
より通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第8条 申請者は、補助事業の内容に変更が生じたときは、速やかに箱
根町再生可能エネルギー設備導入費補助金変更承認申請書(第6号
様式)を町長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、軽微
な変更については、提出を省略することができる。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、
事業の変更を承認するときは、箱根町再生可能エネルギー設備導入費
補助金変更承認通知書(第7号様式)により、申請者に通知するもの
とする。

3 申請者は、補助事業を中止するときは、速やかに箱根町再生可能エ
ネルギー設備導入費補助金中止承認申請書(第8号様式)を町長に提
出しなければならない。

4 町長は、前項の規定による申請があったときは、箱根町再生可能エ
ネルギー設備導入費補助金中止決定通知書(第9号様式)により、申
請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 規則第17条の規定による実績報告は、箱根町再生可能エネル
ギー設備導入費補助金実績報告書(第10号様式)により、補助事業

完了の日から起算して 1 月を経過した日又は当該年度の 3 月末日のいずれか早い日までに行わなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 申請者の住民票（町内における住宅の購入、建築、建て替え等のため、町外に居住していた者に限る。）
- (2) 設備の設置に係る領収書の写し及びその内訳を証する書類の写し
- (3) 設置した設備の出荷証明書の写し若しくは保証書の写し又はこれらに代わるもの（住宅用太陽光発電システムを設置した場合にあっては、太陽電池モジュールの製造者が発行する出力対比表の写し（製造者が出力対比表を発行しない場合にあっては、出力対比表（第 11 号様式）に記載の上、製造番号票の写しを添付したもの））
- (4) 設備に住宅用太陽光発電システムを含む場合にあっては、再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づく設備認定の認定通知書の写し
- (5) 設備の設置状況を示すカラー写真（設備に住宅用太陽光発電システムを含む場合にあっては、太陽電池モジュールの設置枚数が確認できるもの。ただし、設置環境により写真撮影ができない場合は、システム配置図を添付するものとする。）
- (6) その他町長が必要と認める書類
（補助金の額の確定）

第 10 条 町長は、交付すべき額を確定したときは、箱根町再生可能エネルギー設備導入費補助金確定通知書（第 12 号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第 11 条 前条の規定により通知を受けた申請者は、補助金の交付に係る請求書を速やかに町長に提出するものとする。

（財産の処分の制限）

第 12 条 規則第 23 条第 1 項ただし書の町長が定める期間及び同項第 2 号の機械及び重要な器具で町長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるものは、別表第 3 に掲げるとおりと

する。

- 2 申請者は、規則第 23 条第 1 項の承認を受けようとするときは、あらかじめ取得財産処分承認申請書（第 13 号様式）を町長に提出しなければならない。
- 3 町長は、前項の規定による申請があった場合において、当該財産の処分を承認するときは処分承認通知書（第 14 号様式）により、当該財産の処分を承認しないときはその旨を申請者に通知するものとする。

（補則）

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

設備の種類	補助対象設備
住宅用太陽光発電システム 【創エネルギー機器】	次の要件を満たす設備 (1) 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナの定格出力の合計値が 10kW 未満のもの (2) 再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づく設備認定を受けられるもの
定置用リチウムイオン蓄電池 【蓄エネルギー機器】	戸建住宅におけるネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化支援事業の補助要件を満たすものとして一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録された機器
家庭用燃料電池システム 【創エネルギー・省エネルギー機器】	一般社団法人燃料電池普及促進協会に登録された製品であること。
V2H 充放電設備 【蓄エネルギー機器】	住宅の分電盤に直接接続し、コネクタを電気自動車の急速充電ポートへつなぎ、電気自動車に搭載している駆動用のリチウムイオン蓄電池に蓄えた電気を住宅へ供給できる機器（電気自動車を所有している者に係るものに限る。）
HEMS 【省エネルギー機器】	次に掲げる全ての機能を有する機器 (1) 「ECHONET Lite」規格を標準インターフェイスとして搭載していること。 (2) 居住者が使用する空調、照明等の電力使用量を計測し、及び蓄積し、電力使用量の見える化が実現できること。 (3) 一つ以上の機器に対して、省エネルギーに資する自動制御機能（省エネモードを含む。）を有すること（エネルギー使用量を削減するため

	<p>の制御又は蓄エネルギー機器のピークカット/ピークシフト制御をHEMS機器により自動的に実行できること。使用者の確認を介した半自動制御を含む。)</p> <p>(4) 創エネルギー機器及び蓄エネルギー機器との接続機能を有していること(太陽光発電システム等の創エネルギー機器が設置された場合には創エネルギー機器による発電量等の情報、蓄電池等の蓄エネルギー機器が設置された場合には蓄エネルギー機器による充電量等の情報が取得できること。計測のみの接続を含む。)</p> <p>(5) 電力使用量に関わる情報に基づいた省エネルギーを促す情報提供機能を有していること。</p>
--	---

別表第2(第5条関係)

設備の種類	補助金の額
住宅用太陽光発電システム	事業に要する経費から国及び県の補助金を控除して算出した額と、設置する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値(キロワット表示とし、小数点以下第3位を切り捨てる。)に1万5千円を乗じて得た額のいずれか低い額とし、5万円を上限とする。
定置用リチウムイオン蓄電池	事業に要する経費から国及び県の補助金を控除して算出した額とし、5万円を上限とする。
家庭用燃料電池システム	
V2H充放電設備	
HEMS	事業に要する経費から国及び県の補助金を控除して算出した額とし、1万円を上限とする。

別表第 3 (第 12 条関係)

財産の種類	期間
住宅用太陽光発電システム	10 年
定置用リチウムイオン蓄電池	6 年
家庭用燃料電池システム	6 年
V2H 充放電設備	8 年
H E M S	5 年